

埼例規第8号・務

昭和59年3月28日

埼玉県警察本部長

警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金支給要綱の制定について（例規通達）

みだしの要綱を別添のとおり制定し、昭和59年4月1日から実施することとしたが、制定の趣旨、運用上の留意事項は次のとおりであるから、部下職員に周知徹底を図り運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 制定の趣旨

従来、警察職員の職務執行に関連して受けた物的損害については、その相手方等から損害賠償又は補償が得られない場合に制度上救済の途はなかつたが、この物的損害は、職務執行に当然付随する性質を有するものであることから、警察職員が職務執行に当たり、又は職員以外の者が警察職務に協力援助して物的損害を受けた場合において、損害賠償又は補償が得られないときの見舞金支給制度を定め、警察職員の勤務意欲の向上と県民の警察職務に対する協力の確保を図ろうとするものである。

第2 運用上の留意事項

1 見舞金の支給（第3関係）

「民法（明治29年法律第89号）その他の法令による損害賠償又は補償が得られず」とは、損害賠償義務者又は補償義務者がいない場合（自過失等）、損害賠償義務者又は補償義務者はいるが請求不可能な場合（所在不明等）、請求したが履行がない場合等損害が補填されない場合をいう。

2 見舞金額（第4関係）

- (1) 見舞金額は、職務又は協力援助の危険性、損害原因等を考慮して算定するものとする。
- (2) 損害物品が、一般的に使用されている物品と比較して著しく高価な物品の場合は、一般的に使用されている中等程度の物品の損害とみなして見舞金を算定することができるものとする。

3 上申手続（第5関係）

上申に当たっては、損害事実が誇大にならないよう調査の正確を期するものとする。

別添

警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）が職務執行に当たり物的損害を受けた場合又は職員以外の者（以下「部外者」という。）が職員の職務に協力援助して物的損害を受けた場合における物的損害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件の範囲)

第2 見舞金の支給対象となる職員の職務の範囲及び部外者の協力援助の範囲は、次のとおりとする。

(1) 職務の範囲

- ア 犯罪の予防又は鎮圧
- イ 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- ウ 交通の指導取締り又は交通事故の処理
- エ 災害、雑踏等の警備
- オ 人命救助、職務質問又は保護
- カ 警備訓練、白バイ訓練その他著しい危険を伴う訓練
- キ その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に認めたもの

(2) 協力援助の範囲

- ア 職員からの要請に応じ、これに協力援助した場合
- イ 警察官がいない犯罪の現場で、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たった場合
- ウ 水難、山岳遭難、交通事故その他の変事の際に、人命の救助に当たった場合
- エ その他本部長が特に認めた場合

(見舞金の支給)

第3 見舞金は、職員又は部外者が、第2に定める職務又は協力援助に関連して、使用し、携帯し、保管し、又は着用していた私有物及び第三者の所有物（現金及び有価証券を除く。以下「私有物等」という。）を滅失し、毀損し、又は亡失した場合であつて、民法（明治29年法律第89号）その他の法令による損害賠償又は補償が得られず、職員又は部外者に経済的負担が生じたとき、その損害に対して支給するものとする。

(見舞金額)

第4 見舞金額の基準は、損害を受けた私有物等の時価又は補修に要する実費（資格証明書等の再発行手数料を含む。）の範囲内で算定した額（以下「基準額」という。）とする。ただし、亡失による場合の基準額は、同様の算定をした上で、20,000円を超えないものとする。

2 私有物等の時価は、次の式により算定する。ただし、耐用年数以上使用した私有物等の時価は、取得価格に0.1を乗じた額とする。

$$\text{時価} = \text{取得価額} - (\text{取得価額} - \text{取得価額} \times 0.1) \times \text{使用年数} / \text{耐用年数}$$

3 耐用年数は、次表のとおりとする。

物 品 名	耐 用 年 数	その他の物品については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。
腕 時 計	10 年	
眼 鏡	5 年	
スーツ（上下）	3 年	
上 着	3 年	
ズ ボ ン ス カ ー ト	3 年	
ジ ャ ン パ ー	3 年	
コ ー ト	3 年	
セ ー タ ー カ ー デ ィ ガ ン	3 年	
シ ャ ツ ブ ラ ウ ス	3 年	
ネ ク タ イ	3 年	
ベ ル ト	5 年	
携 帯 電 話 機	3 年	
か ば ん	5 年	
靴	3 年	

(上申手続)

第5 所属長は、職員又は部外者が第3に定める損害を受けたときは、物的損害見舞金支給上申書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、その都度警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経て本部長に上申するものとする。

- (1) 損害の事実を証明する書類（現認報告書等）
 - (2) その他見舞金支給上警務課長が必要と認める書類
- （審査委員会）

第6 物的損害見舞金支給の適正を図るため、警察本部に物的損害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、所属長から上申された事案について、見舞金支給の要否及び見舞金額を審査し、その結果を本部長に報告するものとする。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

(1) 委員長は、警務部長をもつて充てる。

(2) 委員は、総務部財務局会計課長、警務課長及び警務部監察官室長をもつて充てる。

4 2の審査について、委員長が認めたときは、委員会の審査によらず、委員の合議とすることができる。

5 委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。

（見舞金の決定）

第7 本部長は、委員会の報告に基づいて見舞金支給の要否及び見舞金額を決定し、物的損害見舞金支給決定通知書（様式第2号）により所属長に通知するものとする。この場合において、本部長が特に必要と認めるときは、基準額と異なる見舞金額とすることができる。

（見舞金の支給）

第8 所属長は、第7により支給の通知を受けたときは、所定の手続により速やかに本人に見舞金を支給するものとする。

（返還請求）

第9 本部長は、見舞金を支給した後において、当該物的損害に対し、職員又は部外者が民法その他の法令による損害賠償又は補償を受けたときは、当該見舞金の返還を求めることができる。

実施日

この例規通達は、昭和59年4月1日から実施する。

実施日（昭和63年3月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年4月1日から実施する。

実施日（平成5年12月20日埼例規第71号・総）

この例規通達は、平成6年1月1日から実施する。

実施日（平成8年12月27日埼例規第63号・務）

この例規通達は、平成9年1月1日から実施する。

実施日（平成9年10月29日埼例規第69号・務）

この例規通達は、平成9年11月1日から実施し、平成9年4月1日から適用する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成19年10月1日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（平成21年3月2日務第548号）

この通達は、平成21年3月2日から実施する。

実施日（平成28年12月22日務第2876号）

この通達は、平成29年1月1日から実施する。

埼玉県警察本部長 殿

所属長

物的損害見舞金支給上申書

損害を受けた者	住所	
	氏名	年 月 日生 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	<input type="checkbox"/> 職員 (階級	分掌)
	<input type="checkbox"/> 部外者 (職業	勤務先名称)
損害を受けた年月日時	年 月 日	午前 午後 時 分頃
損害を受けた場所		
損害物品	物 品 名	
	購入年月日・価格	年 月 日 (価格 円)
	損 害 程 度	<input type="checkbox"/> 補修不可能 <input type="checkbox"/> 補修可能 (補修費 円)
事 案 の 概 要		
損害賠償等の見通し (示談交渉の状況、加害者の生活状況等の概要)		
参 考 事 項		

物的損害見舞金支給審査委員会の 審 査 結 果	決 定
※見舞金支給の要否 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	※決定番号 第 号
※支給額 円	※決定年月日 年 月 日
※備 考	※支給額 円

(注意事項)

- 1 損害物品欄については、本人の申告のみによらず、証拠書類、証明書等による確認又は販売業者に対する照会等により確認を行うこと。ただし、確認不可能で本人申告のみにより記入する場合は、朱書すること。
- 2 損害を受けた者が職員の場合は、住所、生年月日及び年齢各欄の記載は不要とする。
- 3 ※印欄は、警務部警務課において記入する。

務 第 号
年 月 日

殿

埼玉県警察本部長

物的損害見舞金支給決定通知書

年 月 日付け第 号の上申に係る物的損害見舞金については、次の
支 給 す る
と お り 支 給 し ない ことに決定したから通知する。

記

1 支給対象者

2 支給金額 円

3 決定番号 第 号

4 決定年月日

5 その他